

No. 12

制 度 名	地域づくり助成事業 (活力ある地域づくり助成事業) 【一般財団法人自治総合センター】	主管課名	地域振興課 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-2732		
目的・趣旨	宝くじの社会貢献広報事業として、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。				
〔対象団体〕 市町村，広域連合，一部事務組合，地方自治法の規定に基づき設置された協議会					
〔対象事業〕					
	区分	対象事業	対象経費		
	地域資源活用	地域の自然，文化，歴史，産業，生活習慣等の特性を地域資源として発見し，積極的な活用を図ることを目的として実施する，特色あるソフト事業（実行委員会等が実施するソフト事業に対して，助成対象団体が助成を行う場合を含む。）	実施にかかる事業費及び企画立案。 なお，各事業に必要な消耗品等の購入費については対象。 食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費，報償費のうち賞金，旅費のうち事前視察等にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。		
	広域連携推進	複数の助成対象団体が共同して（申請後の合併により単独市町村となる場合や隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む。），広域的な連携を目的として実施するソフト事業（実行委員会等が実施するソフト事業に対して，助成対象団体が助成を行う場合を含む。）			
	商店街づくり	市町村が，中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で，商店街のイメージアップまたは集客力の向上に資する施設や設備等の整備に関する事業。	事業実施に直接必要な工事請負費，設計委託費等とし，次の経費は含まない。 ①用地購入費，用地造成費 ②既存施設購入費 ③既存施設の撤去・処理費 ④整備検討等に関する調査費 ただし，工事に必要な設計書，図面等を作成する設計費は対象。 ⑤施設等の消耗品及び備品類 ただし，休憩所の椅子等施設の機能上不可欠かつ最小限の備品は対象。 ⑥事務費的経費（旅費・食糧費・消耗品費・賃金・雑費等の間接的経費）		
〔補助限度額等〕 ・200万円（ソフト事業以外は1,000万円まで）					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村，広域連合，一部事務組合，地方自治法の規定に基づき設置された協議会					10/10
〔2年度当初予算額〕		〔2年度補助対象団体〕 令和2年度事業は募集終了			
〔備考〕 一般社団法人自治総合センターからの補助。翌年度の事業要望調査は，毎年8月頃に同センターから県を通じて行われる。					